

第7 憲法改正手続法の問題点

1 憲法改正手続法の施行に至る経緯と問題点

前記のとおり、日本国憲法の改正手続に関する法律が公布・施行され、憲法審査会が活動している。

日弁連、各弁護士会は、国民主権などの憲法の基本原理を尊重する見地から、またこれを確保する立憲主義の内容をなす硬性憲法の趣旨からも、憲法改正手続法については、国民投票法案と呼ばれた法案段階から、最低投票率の定めがないことをはじめ、本来自由な国民の議論がなされるべき国民投票運動に萎縮効果を与えるような多くの制約が課されること、資金の多寡により影響を受けないようなテレビ・ラジオ・新聞利用のルール作りが不十分であること等、多くの問題あることを指摘してきた。

このような慎重な議論を要する問題が山積しているにもかかわらず、これらの重大な問題点が解消されないまま、同法が可決成立された。しかし、参議院特別委員会において、最低投票率制度の意義・是非について検討することを含む18項目にもわたる附帯決議がなされたことからも、同法が十分な審議を経ていないものであることは明らかである。

日弁連は、2011（平成23）年10月27日、「憲法審査会が始動した今日、憲法改正の審議の前にまずなすべきことは、こうした問題点についての抜本の見直しである。当連合会は、あらためて憲法改正手続法の抜本の見直しを強く求めるものである。」との会長声明を出し、東京弁護士会も、2011（平成23）年11月8日、「あらためて憲法改正手続法の抜本の見直しを求め、これがなされないままに憲法改正の審議がなされることに強く反対する。」旨の会長声明を出した。

そして2014（平成26）年4月13日、憲法改正の是非を問う投票年齢を当面20歳以上とし、4年後に18歳に自動的に引き下げることを内容とする改正国民投票法案が成立したが、先の付帯決議について全て解決したものではなく、多くの課題を残している。

2 今後の対応

憲法改正手続法は、憲法改正権者は国民であるという視点からみて、きわめて問題であり、同法の下において憲法改正手続が進められたならば、真に国民の意思が反映されないままに憲法改正がなされるおそれがあると言わざるを得ない。

したがって、我々は、改めて同法についての抜本的な見直しが行なわれることを強く要請するとともに、その抜本的改正が行なわれるまでは、憲法改正のための審議が行なれないことを求め、そのための活動をしていかなければならない。